

ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」および本書面をご確認のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項・必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり・約款」記載事項の例〕

- ◎クーリング・オフ制度について
- ◎告知に関する留意事項について
- ◎ご解約と解約払戻金について
- ◎保険金等をお支払いできない場合などについて

本書面は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

生命保険募集人について

三菱UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまと太陽生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して太陽生命が承諾したときに有効に成立します。

なお、三菱UFJ銀行は、太陽生命と委託契約を締結しております。また、三菱UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）の資格等に関するお問い合わせは、以下の窓口までご連絡ください。

〔お問い合わせ窓口〕

太陽生命保険株式会社 法人代理店業務課 TEL:03-3272-6532 (募集人資格確認窓口)

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始(12/30～1/4)は除きます)

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

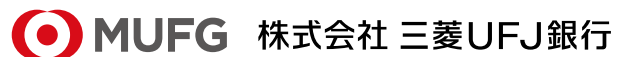
- 「My贈与Best」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「My贈与Best」は太陽生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「My贈与Best」の引受保険会社である太陽生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さま、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申込中のお客さまへの募集について規制があります。

三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。



(お問い合わせ、ご照会は)

募集代理店



三菱UFJ銀行コールセンター【保険】

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3等を除く)

http://www.bk.mufig.jp

2018年4月現在 (No.05841)

(ご契約後のご照会は)

引受保険会社



(本社) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

お客様サービスセンター 0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月曜～金曜 9:00～18:00

土曜・日曜 9:00～17:00

(祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します)

ホームページアドレス http://www.taiyo-seimei.co.jp/

My 贈与 Best

無配当生存給付金付特別終身保険

My贈与Bestは、太陽生命の無配当生存給付金付特別終身保険の愛称です。



特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

★ご契約前に必ずお読みください★

この「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、「商品パンフレット」とあわせて記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この保険は太陽生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

【募集代理店】



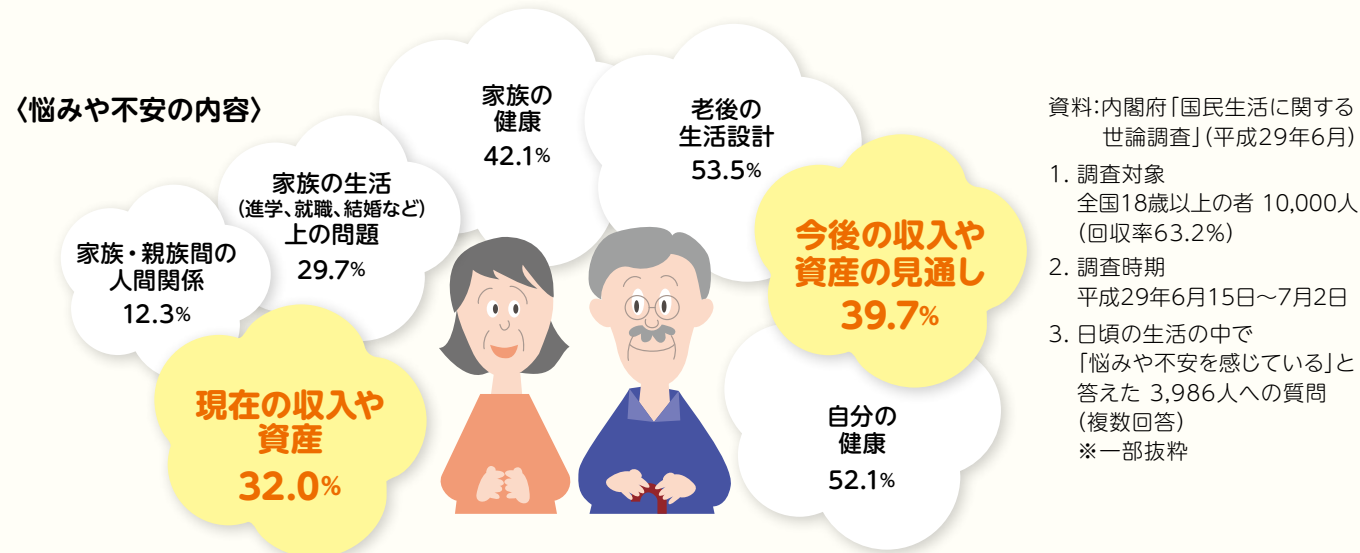
【引受保険会社】



この保険の引受保険会社は太陽生命保険株式会社です。株式会社三菱UFJ銀行は太陽生命保険株式会社の募集代理店です。

思い描いてみませんか、大切な資産のこれからのこと!

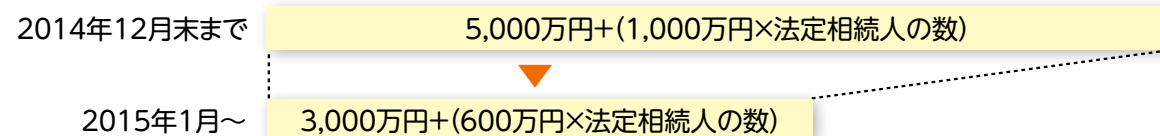
日頃の生活の中で、悩みや不安を感じていることってありますか?
内閣府が行った調査では、**63.1%**の方が「**悩みや不安を感じている**」と回答されており、悩みや不安として多かったのは、「**老後のこと**」「**自分や家族の健康のこと**」とあわせて「**収入や資産のこと**」でした。



すべての悩みや不安を解消できれば最良ですが、今と将来に向けてまずは「**資産のこと**」について考えてみませんか。

相続税制の改正により、2015年1月から基礎控除額*が引き下げられました。 ※改正内容の一部抜粋

*基礎控除額:課税対象の相続財産の合計額から控除する金額のこと。基礎控除の額を超える部分について、相続税が課税されることになります。



<ご参考> 相続税の対象となる財産の種類別内訳としては、不動産と金融資産がそれぞれ4割を超えています。 不動産(43.3%)、金融資産(45.6%)、その他(11.0%) 国税庁「国税庁統計年報(平成27年度版)」

万一のことがあった場合、私の資産はどうなるのかしら…



預貯金等でのこすことになった資産は、遺言がない場合、相続財産【相続人共有の財産】となり、遺産分割協議が必要となります(契約者ご自身が想っているご家族に受け取ってもらえるとは限りません)。

預貯金等の名義人が亡くなったとき、相続手続きが完了するまでは、お引き出しができない場合があります(のこされたご家族が相続時にすぐに使える資金を現金で準備できないかもしれません)。

これまで築いてきた大切な資産だからこそ、
万一のことがあった時はもちろん、
“大切なご家族のため”に今から確実にのこしてあげたい…。

そんな思いに応えられる生命保険が

「My贈与Best」です。

万一のことがあった場合

死亡保険金をお支払いします

保険証券

●死亡保険金受取人の固有財産となります。

契約者ご自身の意思で指定された方に、死亡保険金を受け取っていただくことができます。太陽生命所定の手続き後、太陽生命がお支払い可の判断をした場合、相続手続きが完了する前でも、死亡保険金をお支払いします。

※保険金請求権は判例上、保険金受取人固有の権利とされていますが、相続人との間で著しい不公平が生じる場合、受取人固有の権利とみなされない可能性があります。

●死亡保険金は、相続税の課税対象となります。

法定相続人が取得した場合、死亡保険金の非課税枠を活用することができます。

◎非課税限度額=500万円×法定相続人の数

詳しくは、11ページをご確認ください。

生存されている場合

生存給付金支払期間中、生存給付金をお支払いします



●ご家族への生前贈与として活用することができます。

確実に受け取ってもらいたいご家族を契約者ご自身の意思で指定することができます。

※契約者は、生存給付金支払期間中であれば、生存給付金受取人を変更することができます。

●生存給付金は、贈与税の課税対象となります。

※契約後に生存給付金受取人を契約者に変更した場合を除きます。

◎基礎控除額(贈与財産の価額から控除する金額) 毎年110万円

詳しくは、11ページをご確認ください。

税務のお取扱いについては、2018年1月現在の税制にもとづくもので、税制改正などで将来変更となる場合があります。

「My贈与Best」の特徴などは、次のページをご確認ください。

商品
パンフレット

My 贈与 Best
の特徴

特徴
1

被保険者が生存給付金支払期間中に 生存されている
場合、毎年、**生存給付金**をお支払いします。

- 生存給付金支払期間は、10年・15年・20年から選択可能です。
- 生存給付金の金額は、契約時に単位保険金額として設定いただきます。
- 生存給付金受取人として、指定いただけるのは以下の方です。



もしくは



※ 指定いただける生存給付金受取人は1名のみです。

- ⚠ 生存給付金は、年単位の契約応当日にお支払いします。生存給付金のお支払いには、毎回(毎年)請求手続きが必要となります。
- ・ 契約者は、生存給付金支払期間中であれば生存給付金受取人を変更することができます。

特徴
2

被保険者に
万一のことがあった場合、
死亡保険金をお支払いします。

- 一生涯の死亡保障を準備することができます。
※ 終身保険部分の死亡保険金額は、単位保険金額に対する倍率(終身保障倍率)を選択して設定いただきます。
 - 指定された死亡保険金受取人へお支払いします。
※ 契約時、指定いただける受取人は3名までです。
- ⚠ ・ 死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
・ 死亡保険金と解約払戻金は重複してお支払いしません。
・ 死亡保険金額は、生存給付金をお支払いすることで減少します。

解約払戻金

- 期間の経過に応じた解約払戻金を契約者にお支払いします。
- ⚠ ・ 解約された場合、ご契約は消滅します。
・ ご契約後一定期間内に解約された場合、解約払戻金と解約されるまでにお支払いしている生存給付金を合計した金額は、お払込保険料よりも少ない金額となります。

⚠ 生存給付金・死亡保険金の支払事由等については、5ページ、6ページをご確認ください。

⚠ お申込みの生命保険の税制については、11ページ、12ページをご確認ください。

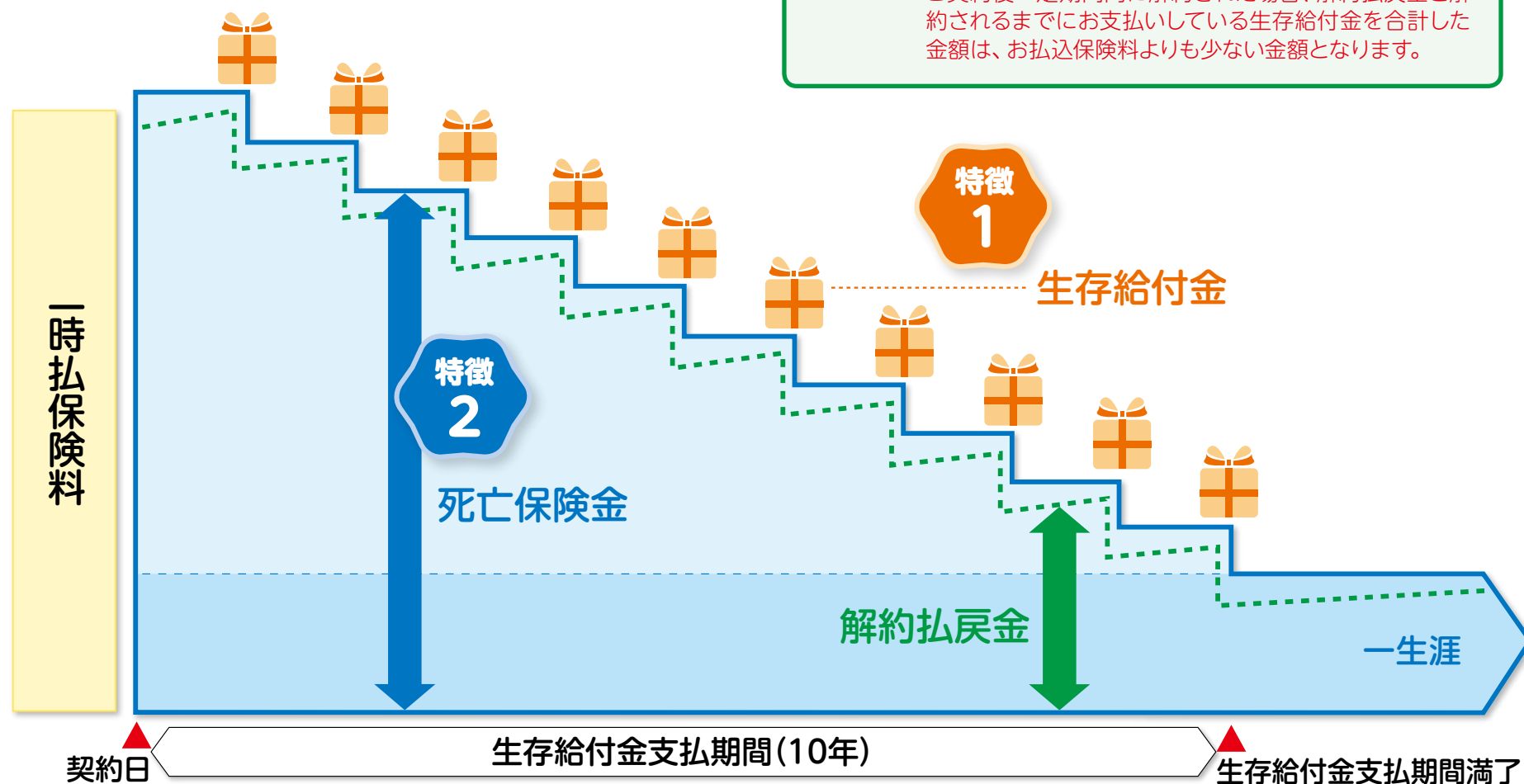
■ ご契約に際して

契約年齢*1 (被保険者満年齢)	男性 20歳～77歳 女性 20歳～80歳
被保険者	契約者と同人
生存給付金支払期間*1	10年・15年・20年から選択
保険料払込方法	一時払
単位保険金額*2 (1契約あたり)	10万円～300万円(10万円単位)
通算限度額*2	死亡保険金額:1億円
終身保障倍率*1	5倍～19倍(整数倍)から選択 ※ただし、終身保険部分の死亡保険金額は、100万円以上であることが必要です。
生存給付金受取人	契約者の配偶者もしくは3親等内の親族
診査区分	告知書扱

*1 生存給付金支払期間と終身保障倍率の組み合わせによっては、ご加入いただけない契約年齢があります。詳しくは15ページをご確認ください。

*2 太陽生命の他の死亡保険金と通算して所定の限度があります。

イメージ図
(生存給付金支払期間10年の場合)



■支払事由等

●**生存給付金** 生存給付金受取人へお支払いします。

- 被保険者が生存給付金支払期間中の毎年の保険年度の満了時に生存しているとき、生存給付金をお支払いします。

〈単位保険金額100万円の場合〉

生存給付金支払期間	生存給付金受取累計額
10年 毎年100万円	1,000万円 (100万円×10回)
15年 毎年100万円	1,500万円 (100万円×15回)
20年 毎年100万円	2,000万円 (100万円×20回)

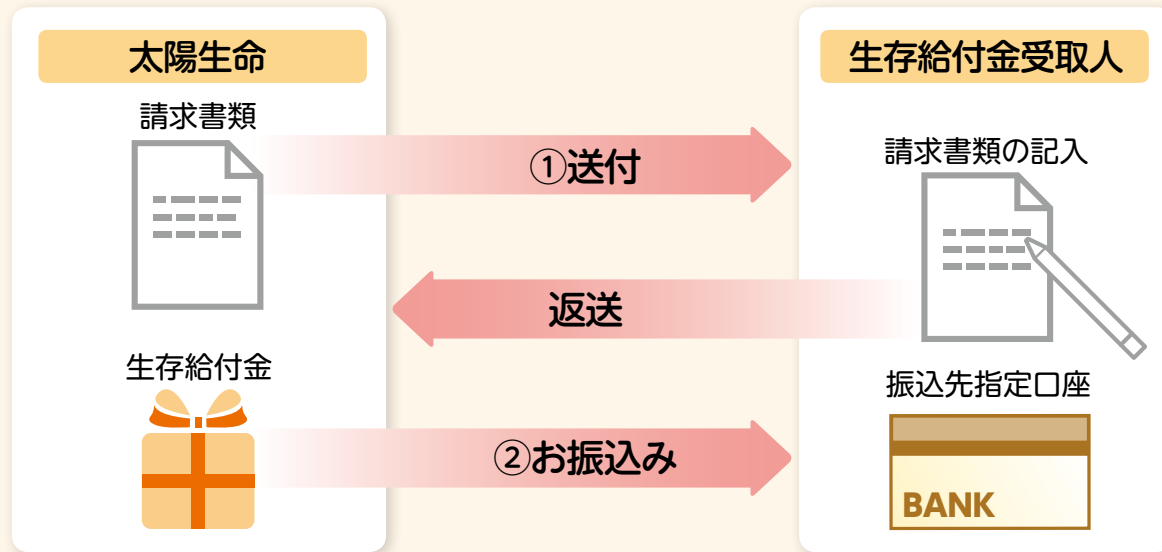
●お支払い方法

- ①生存給付金のお支払いには、毎回(毎年)請求手続きが必要となります。契約応当日の約2ヵ月前に生存給付金受取人へ請求書類を送付いたします。

〔契約者に対して〕
生存給付金のお支払いに関して、契約応当日の約2ヵ月前に事前案内を送付いたします。

- ②ご記入いただいた請求書類が太陽生命に到着後、契約応当日に生存給付金を振込先指定口座へお振込みいたします。

※生存給付金受取人名義の口座を指定いただきます。

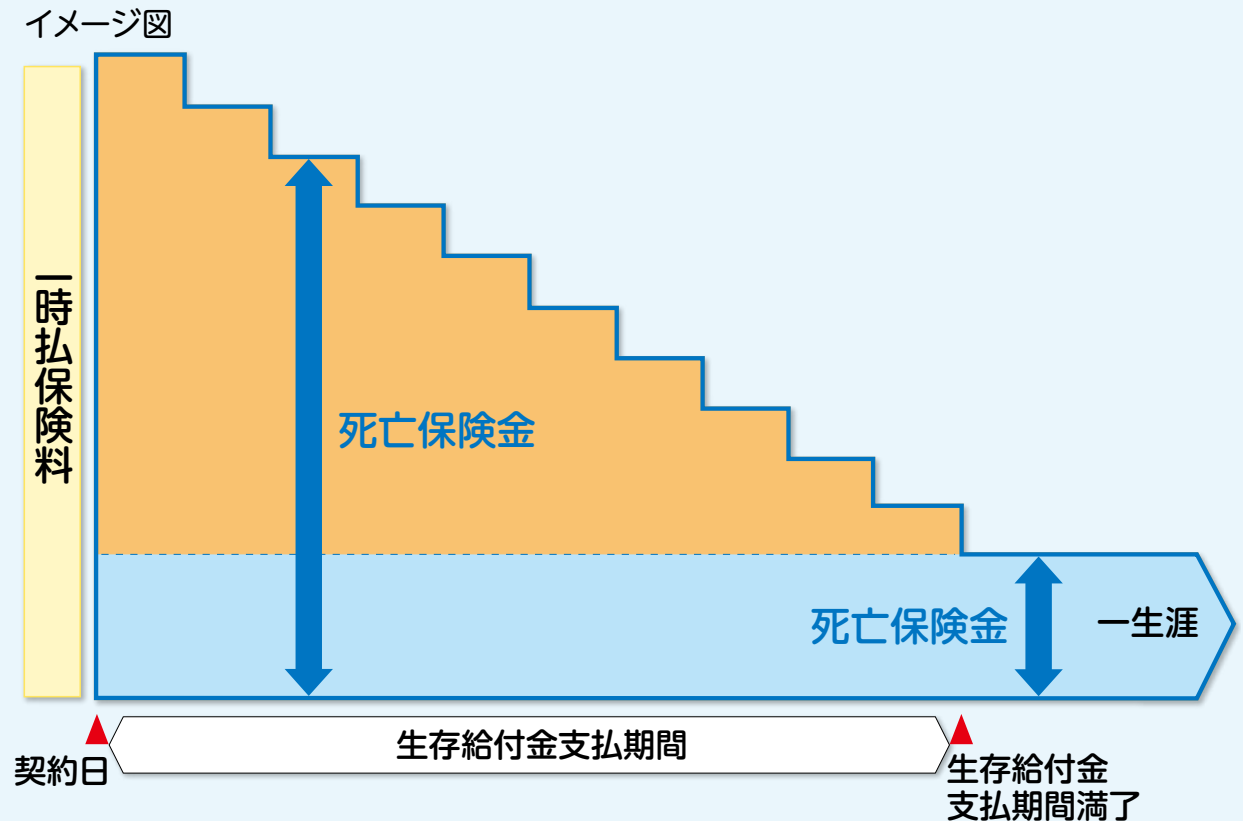


生存給付金は、毎年、生存給付金受取人に受け取っていただく必要があります(お受取りいただく前に据え置いておくことはできません)。

※事情により請求手続きをされていない生存給付金については、お受取りいただく権利のある生存給付金受取人から請求があったときにお支払いします。

●**死亡保険金** 死亡保険金受取人へお支払いします。

- 被保険者が死亡されたとき、つぎの死亡保険金をお支払いします。



〈生存給付金支払期間中〉

未払の生存給付金額*1

※生存給付金の支払事由が生じているにもかかわらず、受け取っていただけていない生存給付金は含みません。

+

終身保険部分の死亡保険金額*2

〈生存給付金支払期間経過後〉

終身保険部分の死亡保険金額*2

*1 単位保険金額 × 死亡保険金の支払事由発生時から生存給付金支払期間満了までの年数(1年未満の端数切り上げ)

*2 単位保険金額 × 終身保障倍率

■**ご注意いただきたい確認事項**

- 生存給付金
- 死亡保険金
- 契約者配当金
- ・生存給付金支払期間の変更はできません。
- ・終身保障倍率の変更はできません。
- ・この商品は無配当保険のため契約者配当金はありません。

生存給付金額・死亡保険金額および解約払戻金額例表

■単位保険金額：100万円 ■生存給付金支払期間：10年 ■保険期間：終身 ■終身保障倍率：5倍 ■保険料払込方法：一時払

〈生存給付金額・死亡保険金額例表〉

●記載の死亡保険金額は、経過年数までの生存給付金お支払い後の金額となります。

		経過年数 (基準日：契約応当日)											
		1年未満	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	11年後 (生存給付金 支払期間 経過後)
生存給付金額 受取人：生存給付金受取人	受取累計額		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
	死亡保険金額 受取人：死亡保険金受取人	1,500万円	1,400万円	1,300万円	1,200万円	1,100万円	1,000万円	900万円	800万円	700万円	600万円	500万円	500万円

〈解約払戻金額例表〉

- 記載の解約払戻金額は、経過年数までの生存給付金お支払い後の金額となります。
- 赤字で記載している解約払戻金額は、生存給付金受取人にお支払いした生存給付金額を合わせてもお払込保険料を下回っています。
- 死亡保険金と解約払戻金は、重複してお支払いすることはありません。

契約年齢 (被保険者満年齢)	一時払保険料	経過年数 (基準日：契約応当日)										
		1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	
男性	50歳	14,734,330円	13,460,000円	12,505,000円	11,545,000円	10,581,000円	9,612,000円	8,637,000円	7,658,000円	6,674,000円	5,685,000円	4,691,000円
	60歳	14,854,830円	13,577,000円	12,621,000円	11,660,000円	10,695,000円	9,724,000円	8,749,000円	7,769,000円	6,784,000円	5,794,000円	4,798,000円
	70歳	14,972,360円	13,688,000円	12,729,000円	11,765,000円	10,797,000円	9,824,000円	8,847,000円	7,865,000円	6,877,000円	5,885,000円	4,887,000円
女性	50歳	14,652,820円	13,381,000円	12,426,000円	11,467,000円	10,503,000円	9,534,000円	8,560,000円	7,581,000円	6,598,000円	5,609,000円	4,616,000円
	60歳	14,775,740円	13,501,000円	12,546,000円	11,587,000円	10,623,000円	9,654,000円	8,680,000円	7,701,000円	6,718,000円	5,729,000円	4,735,000円
	70歳	14,901,030円	13,622,000円	12,666,000円	11,706,000円	10,741,000円	9,770,000円	8,795,000円	7,816,000円	6,831,000円	5,840,000円	4,845,000円

契約年齢 (被保険者満年齢)	一時払保険料	経過年数 (基準日：契約応当日)									
		11年後	12年後	13年後	14年後	15年後	16年後	17年後	18年後	19年後	20年後
男性	50歳	4,702,000円	4,713,000円	4,724,000円	4,735,000円	4,746,000円	4,757,000円	4,768,000円	4,778,000円	4,788,000円	4,798,000円
	60歳	4,808,000円	4,818,000円	4,827,000円	4,836,000円	4,846,000円	4,854,000円	4,863,000円	4,871,000円	4,880,000円	4,887,000円
	70歳	4,895,000円	4,902,000円	4,909,000円	4,916,000円	4,922,000円	4,928,000円	4,934,000円	4,940,000円	4,945,000円	4,950,000円
女性	50歳	4,628,000円	4,640,000円	4,652,000円	4,664,000円	4,676,000円	4,688,000円	4,700,000円	4,712,000円	4,724,000円	4,735,000円
	60歳	4,747,000円	4,758,000円	4,770,000円	4,781,000円	4,792,000円	4,803,000円	4,814,000円	4,825,000円	4,835,000円	4,845,000円
	70歳	4,855,000円	4,864,000円	4,874,000円	4,883,000円	4,891,000円	4,900,000円	4,908,000円	4,915,000円	4,922,000円	4,929,000円

お客様の希望にあわせてプラン設定も可能です。
詳しくは設計書をご覧ください。

受取総額および戻り率例表

■単位保険金額：100万円 ■生存給付金支払期間：10年 ■保険期間：終身 ■終身保障倍率：5倍

- 戻り率は、受取総額(生存給付金受取累計額および解約払戻金額の合計額)÷一時払保険料で算出してあり、小数点第2位を切り捨てて表示しています。
- 記載の解約払戻金額は、経過年数までの生存給付金お支払い後の金額となります。
- 戻り率は、生存給付金支払期間、終身保障倍率、契約年齢などによって異なります。
- 支払事由が生じた場合、生存給付金は生存給付金受取人に、解約払戻金は契約者へのお支払いとなります。

■保険料払込方法：一時払

第2位を切り捨てて表示しています。

基準日：契約応当日

契約年齢 (被保険者満年齢)		50歳		契約年齢 (被保険者満年齢)		70歳		
一時払保険料		14,734,330円		一時払保険料		14,972,360円		
経過年数	受取総額	受取総額の内訳		戻り率	受取総額	受取総額の内訳		戻り率
		生存給付金 受取累計額	解約払戻金額			生存給付金 受取累計額	解約払戻金額	
1年後	14,460,000円	1,000,000円	13,460,000円	98.1%	14,688,000円	1,000,000円	13,688,000円	98.1%
2年後	14,505,000円	2,000,000円	12,505,000円	98.4%	14,729,000円	2,000,000円	12,729,000円	98.3%
3年後	14,545,000円	3,000,000円	11,545,000円	98.7%	14,765,000円	3,000,000円	11,765,000円	98.6%
4年後	14,581,000円	4,000,000円	10,581,000円	98.9%	14,797,000円	4,000,000円	10,797,000円	98.8%
5年後	14,612,000円	5,000,000円	9,612,000円	99.1%	14,824,000円	5,000,000円	9,824,000円	99.0%
6年後	14,637,000円	6,000,000円	8,637,000円	99.3%	14,847,000円	6,000,000円	8,847,000円	99.1%
7年後	14,658,000円	7,000,000円	7,658,000円	99.4%	14,865,000円	7,000,000円	7,865,000円	99.2%
8年後	14,674,000円	8,000,000円	6,674,000円	99.5%	14,877,000円	8,000,000円	6,877,000円	99.3%
9年後	14,685,000円	9,000,000円	5,685,000円	99.6%	14,885,000円	9,000,000円	5,885,000円	99.4%
10年後	14,691,000円	10,000,000円	4,691,000円	99.7%	14,887,000円	10,000,000円	4,887,000円	99.4%
11年後	14,702,000円		4,702,000円	99.7%	14,895,000円		4,895,000円	99.4%
12年後	14,713,000円		4,713,000円	99.8%	14,902,000円		4,902,000円	99.5%
13年後	14,724,000円		4,724,000円	99.9%	14,909,000円		4,909,000円	99.5%
14年後	14,735,000円		4,735,000円	100.0%	14,916,000円		4,916,000円	99.6%
15年後	14,746,000円		4,746,000円	100.0%	14,922,000円		4,922,000円	99.6%
16年後	14,757,000円		4,757,000円	100.1%	14,928,000円		4,928,000円	99.7%
17年後	14,768,000円		4,768,000円	100.2%	14,934,000円		4,934,000円	99.7%
18年後	14,778,000円		4,778,000円	100.2%	14,940,000円		4,940,000円	99.7%
19年後	14,788,000円		4,788,000円	100.3%	14,945,000円		4,945,000円	99.8%
20年後	14,798,000円	4,798,000円	100.4%	14,950,000円	4,950,000円	99.8%		

基準日：契約応当日

契約年齢 (被保険者満年齢)		50歳		契約年齢 (被保険者満年齢)		70歳		
一時払保険料		14,652,820円		一時払保険料		14,901,030円		
経過年数	受取総額	受取総額の内訳		戻り率	受取総額	受取総額の内訳		戻り率
		生存給付金 受取累計額	解約払戻金額			生存給付金 受取累計額	解約払戻金額	
1年後	14,381,000円	1,000,000円	13,381,000円	98.1%	14,622,000円	1,000,000円	13,622,000円	98.1%
2年後	14,426,000円	2,000,000円	12,426,000円	98.4%	14,666,000円	2,000,000円	12,666,000円	98.4%
3年後	14,467,000円	3,000,000円	11,467,000円	98.7%	14,706,000円	3,000,000円	11,706,000円	98.6%
4年後	14,503,000円	4,000,000円	10,503,000円	98.9%	14,741,000円	4,000,000円	10,741,000円	98.9%
5年後	14,534,000円	5,000,000円	9,534,000円	99.1%	14,770,000円	5,000,000円	9,770,000円	99.1%
6年後	14,560,000円	6,000,000円	8,560,000円	99.3%	14,795,000円	6,000,000円	8,795,000円	99.2%
7年後	14,581,000円	7,000,000円	7,581,000円	99.5%	14,816,000円	7,000,000円	7,816,000円	99.4%
8年後	14,598,000円	8,000,000円	6,598,000円	99.6%	14,831,000円	8,000,000円	6,831,000円	99.5%
9年後	14,609,000円	9,000,000円	5,609,000円	99.7%	14,840,000円	9,000,000円	5,840,000円	99.5%
10年後	14,616,000円	10,000,000円	4,616,000円	99.7%	14,845,000円	10,000,000円	4,845,000円	99.6%
11年後	14,628,000円		4,628,000円	99.8%	14,855,000円		4,855,000円	99.6%
12年後	14,640,000円		4,640,000円	99.9%	14,864,000円		4,864,000円	99.7%
13年後	14,652,000円		4,652,000円	99.9%	14,874,000円		4,874,000円	99.8%
14年後	14,664,000円		4,664,000円	100.0%	14,883,000円		4,883,000円	99.8%
15年後	14,676,000円		4,676,000円	100.1%	14,891,000円		4,891,000円	99.9%
16年後	14,688,000円		4,688,000円	100.2%	14,900,000円		4,900,000円	99.9%
17年後	14,700,000円		4,700,000円	100.3%	14,908,000円		4,908,000円	100.0%
18年後	14,712,000円		4,712,000円	100.4%	14,915,000円		4,915,000円	100.0%
19年後	14,724,000円		4,724,000円	100.4%	14,922,000円		4,922,000円	100.1%
20年後	14,735,000円	4,735,000円	100.5%	14,929,000円	4,929,000円	100.1%		

お申込みの生命保険の税制などについて

1 生存給付金の税制上のお取扱い

保険料負担者(契約者)と生存給付金受取人が別人の場合にお支払いする生存給付金は、**贈与税の課税対象となります。**

〈暦年課税〉 基礎控除額(贈与財産の価額から控除する金額) **毎年110万円**

※相続時精算課税制度を選択されている場合、「暦年課税の贈与」は選択できません。

2 死亡保険金の税制上のお取扱い

相続税の課税対象となります。法定相続人が取得した場合、死亡保険金の**非課税枠^{*1}**を活用することができます。

非課税限度額 = **500万円 × 法定相続人の数^{*2}**

*1 法定相続人以外の方が取得した死亡保険金には非課税の適用はありません。
*2 法定相続人の数は、相続を放棄した人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。

3 解約払戻金の税制上のお取扱い

所得税(一時所得)の課税対象となります。

所得税(一時所得)の課税対象額の計算方法は以下のとおりとなります。他の一時所得と合算して、年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。

$$\left[\left(\text{その年の収入} - \text{必要経費} \right) - 50\text{万円(特別控除)} \right] \times \frac{1}{2}$$

〈My贈与Bestの場合〉
「その年の収入」にあたるのが解約払戻金額です。
「必要経費」は、以下に記載の計算式で求めることができます。

- (契約例)
○契約年齢：60歳 男性 ○単位保険金額：100万円(生存給付金支払期間：10年)
○一時払保険料：14,854,830円 ○終身保障倍率：5倍
○生存給付金5回(500万円)支払済 ○解約払戻金額：9,724,000円
- ・その年の収入：解約払戻金額(9,724,000円)
 - ・必要経費：既にお支払いした生存給付金に対する必要経費を控除した金額

$$14,854,830\text{円(一時払保険料)} \times \frac{15,000,000\text{円} - 5,000,000\text{円}}{15,000,000\text{円}}$$

生存給付金受取予定総額 + (単位保険金額 × 終身保障倍率) = 支払済の生存給付金額

$$\frac{14,854,830\text{円} \times \left(\frac{15,000,000\text{円}}{15,000,000\text{円}} - \frac{5,000,000\text{円}}{15,000,000\text{円}} \right)}{15,000,000\text{円}}$$

生存給付金受取予定総額 + (単位保険金額 × 終身保障倍率) 小数点第3位切り上げ

4 税制上の留意事項

●贈与税の申告・納付が必要な場合の例

- ・1月1日～12月31日までの1年間に生存給付金受取人が受け取った贈与財産(複数名からの贈与も含みます)の合計額が110万円を超えた場合
- ・保険料負担者(契約者)からの贈与について、生存給付金受取人が「相続時精算課税制度」を選択していた場合

贈与税の申告・納付が必要な場合、生存給付金受取人は、贈与税の申告期限内に申告・納付手続きを行う必要があります。

●贈与した財産が相続税の課税価格に加算される場合の例

- ・保険料負担者(契約者)の相続により財産を取得した生存給付金受取人が、相続開始前3年以内にその保険料負担者(契約者)から暦年課税にかかる贈与によって財産を取得していた場合
- ・保険料負担者(契約者)からの贈与について、生存給付金受取人が「相続時精算課税制度」を選択していた場合

契約者に相続が発生したとき、上述の場合には、贈与した財産が相続時の課税価格に加算され、相続税の課税対象となる場合があります。

5 My 贈与 Best を活用した暦年贈与

一般的に暦年贈与を行う場合には、以下の対応が必要です。

- ・贈与のつど贈与契約書の作成(贈与取引の記録を残すため)
- ・贈与する方の預金口座から贈与を受ける方の預金口座への振込手続き

My 贈与 Best なら、

- 贈与契約書の作成は不要です。
 - 贈与を受ける方(生存給付金受取人)の預金口座へ、太陽生命が振込みを行います。
 - 太陽生命が発行するお支払通知を、契約者から贈与を受ける方(生存給付金受取人)への生存給付金お支払いの記録として利用いただけます。
 - 「生存給付金の支払事由」や「生存給付金受取人の変更可能」などにより、定期贈与^{*3}には該当しません。
- ※生存給付金受取人の変更の有無については、毎年、太陽生命から契約者へ事前案内を送付します。

*3 各年の贈与と財産の合計額が110万円以下の場合、贈与税はかかりません。ただし、たとえば、1,000万円を10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与する契約とした場合、定期贈与(まとまった金額を一定期間にわたり、分割して贈与するという約束のもとに行われる贈与)とみなされて1,000万円に対して贈与税がかかる場合があります。

My 贈与 Best の場合、東京国税局への税務照会により以下の理由で定期贈与には該当しない旨の回答を得ております(回答内容の一部抜粋)。

- 生存給付金の支払事由は、被保険者が生存給付金支払期間中の毎年の保険年度の満了時に生存している場合に、そのつど発生する。
- 契約者は契約後、生存給付金受取人を変更することができる。

本件税務照会の回答内容は2015年5月現在の税制にもとづくもので、今後の税制改正および今後、確定する法令や通達等により、この回答とは異なる課税関係が生じることがあります。

税務のお取扱いについては、2018年1月現在の税制にもとづくもので、税制改正などで将来変更となることがあります。個別のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。なお、所得税については、2037年まで復興特別所得税として、各年分の納付すべき所得税の額の2.1%があわせて課されます。

契約概要

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 契約概要に記載の支払事由の詳細や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社の名称および住所・連絡先

- 引受保険会社名：太陽生命保険株式会社
- 本社所在地：〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
- 連絡先：太陽生命お客様サービスセンター
 TEL：**0120-97-2111**（通話無料）
 営業時間 月曜～金曜 9：00～18：00
 土曜・日曜 9：00～17：00
 （祝日・年末年始（12/30～1/4）は休業します）
 ホームページアドレス <http://www.taiyo-seimei.co.jp/>

2 商品の特征としくみ

- 保険商品の名称（正式名称）：無配当生存給付金付特別終身保険
- 保険商品の特征：被保険者が死亡したとき、死亡保険金をお支払いします。死亡保障の保険期間は一生涯です。被保険者が生存給付金支払期間中の毎年の保険年度の満了時に生存しているとき、生存給付金をお支払いします。
- 保険期間：終身
- 生存給付金支払期間：10年・15年・20年から選択
 ※終身保障倍率との組み合わせによっては、ご加入いただけない年齢があります。
 詳しくは15ページをご確認ください。
- 保険料払込方法：一時払

参照 この商品のしくみ（イメージ図）はパンフレット3ページ、4ページをご確認ください。

3 支払事由

〈生存給付金支払期間中〉

名称	支払事由	お支払いする金額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	死亡保険金額*1	死亡保険金受取人
生存給付金	被保険者が生存給付金支払期間中の毎年の保険年度の満了時に生存しているとき	単位保険金額	生存給付金受取人

*1 お支払いする死亡保険金額は①と②を合算した金額となります。

- ①単位保険金額 × 死亡保険金の支払事由発生時から生存給付金支払期間満了までの年数（1年未満の端数切り上げ）
- ②単位保険金額 × 終身保障倍率

〈生存給付金支払期間経過後〉

名称	支払事由	お支払いする金額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	死亡保険金額*2	死亡保険金受取人

*2 お支払いする死亡保険金額は以下の金額となります。
 単位保険金額×終身保障倍率

- つぎの免責事由に該当した場合は、支払事由に該当しても死亡保険金をお支払いしません。

名称	免責事由
死亡保険金	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱*3

*3 保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部をお支払いすることがあります。

参照 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際してご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認いただくとともにご理解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 特に保険金等をお支払いできない場合や既契約を消滅させて契約される場合など、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 クーリング・オフ制度

以下の①②③のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内であれば、ご契約の申込みの撤回やご契約の解除をすることができます。

- 申込者またはご契約者（以下「お申込者等」）は、つぎのいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」）をすることができます。
 - ①「特に重要なお知らせ（契約概要/注意喚起情報）」（本書面）*1の交付日
 - ②保険契約の申込日
 - ③一時払保険料充当金が太陽生命指定の口座に振り込まれ着金した日
- *1 保険契約の申込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面になります。
- お申込みの撤回等は、書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便（封書*2・はがき）により太陽生命契約課あてに、つぎの事項をご記入のうえ、発信してください。

〒103-6031 東京都中央区日本橋2-7-1
 太陽生命保険株式会社 契約課 行

○お申込みの撤回等をする旨 ○商品名
 ○取扱代理店名（金融機関名・支店名）・申込日
 ○お申込者等の住所・電話番号・氏名（自署）
 ○返金先口座（金融機関名・支店名・預金種類・口座番号・口座名義人*3）

*2 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。
 *3 返金先口座はお申込者（ご契約者）の本人口座に限ります。

- お申込みの撤回等をされた場合には、お申込者等がすでに太陽生命にお払い込みいただいた金額があるときは、その金額をお返しします。
- 太陽生命はお申込者等に対し、お申込みの撤回等にもなう損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いは請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時に死亡保険金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、お申込者等が死亡保険金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

既存の保険契約の内容変更（単位保険金額の減額など）に関する取扱いについては、クーリング・オフは適用されません。

4 ご契約の引受条件

ご契約の具体的な内容につきましては、「契約概要」とあわせて「パンフレット」「生命保険契約申込書」等をご確認ください。

	生存給付金 支払期間	終身保障倍率	契約年齢 (被保険者満年齢)
男性	10年	5倍～8倍	20歳～72歳
		9倍	20歳～73歳
	15年	5倍～7倍	20歳～77歳
		8倍～12倍	20歳～76歳
	20年	13倍、14倍	20歳～75歳
		5倍～19倍	20歳～75歳
女性	10年	5倍	20歳～77歳
		6倍～9倍	20歳～78歳
	15年	5倍～14倍	20歳～80歳
		5倍～19倍	20歳～75歳
	20年	5倍～19倍	20歳～75歳
		5倍～19倍	20歳～75歳

生存給付金支払期間	10年・15年・20年から選択
保険料払込方法	一時払
単位保険金額*1 (1契約あたり)	10万円～300万円(10万円単位)
通算限度額*1	死亡保険金額:1億円
終身保障倍率	5倍～19倍(整数倍)から選択 ※ただし、終身保険部分の死亡保険金額は、100万円以上であることが必要です。

*1 太陽生命の他の死亡保険金額と通算して所定の限度があります。

5 保険料に関する事項

- 「パンフレット」「設計書」をご確認ください。
- 保険料の計算は契約年齢にもとづいて行います。契約年齢は契約日時点での満年齢で計算します。

6 配当金に関する事項

●この商品は無配当保険です。したがって、契約者配当金はありません。

7 解約・減額および解約払戻金に関する事項

- 解約された場合、ご契約は消滅します。
- ご契約後一定期間内に解約された場合、解約払戻金と解約されるまでにお支払いしている生存給付金を合計した金額は、お払込保険料よりも少ない金額となります。
- 単位保険金額の減額は、10万円単位で可能です。ただし、減額後の単位保険金額は10万円以上かつ終身保険部分の死亡保険金額は100万円以上であることが必要です。

2 告知義務等

この保険は告知が必要です。ありのままを告知してください。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業など「告知書」(申込書の「告知事項」も含まれます)で太陽生命がおたずねする重要な事項について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知をお受けできる権利(告知受領権といいます)は、生命保険会社が有しています。三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)には、告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。必ず、被保険者ご自身で「告知書」(申込書の「告知事項」も含まれます)にご記入ください。
- 告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(契約日)から2年以内であれば、太陽生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

3 保障の開始時期(責任開始期)

ご契約のお引受けを太陽生命が承諾した場合、一時払保険料(相当額)のお受け取りおよび告知が完了した時から保障を開始します。

- 一時払保険料(相当額)は、太陽生命指定の口座に振り込まれ着金した時に受け取ったものとして取り扱います。
- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまと太陽生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して太陽生命が承諾したときに有効に成立します。
- 責任開始日が契約日になります。

4 反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません。

- 契約者または保険金等の受取人が反社会的勢力^{*1}に該当すると認められる場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められる場合には、保険契約のお申込みはできません。
- *1 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をさします。
- *2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。

5 重大な事由により保険契約が解除される場合

つぎの場合には、将来に向かってご契約を解除することがあります。

- 契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金を詐取する目的または他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故(未遂を含みます)を起こした場合
- 保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
- 契約者または保険金等の受取人が暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合や反社会的勢力への資金提供、便宜供与あるいは不当利用等、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- その他、ご契約を継続することができないと判断できる重大な事由がある場合 など

6 保険金等が支払われない場合

つぎの場合には、保険金等をお支払いできない場合があります。

- ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- ご契約が重大事由により解除となり、その重大事由発生後に支払事由等が生じた場合
- 詐欺によりご契約が取消となった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 死亡保険金の免責事由に該当した場合 など

7 保険金等のお支払いに関する手続等の留意事項

保険金等の支払事由が生じた場合、すみやかに太陽生命までご連絡ください。

- 支払事由が発生した場合のご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」「給付金・保険金のご請求について・お手続きガイドブック」「太陽生命のホームページ」にも記載しておりますのであわせてご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合についても、すみやかに太陽生命お客様サービスセンターにご連絡ください。
- 契約者のご住所などを変更された場合には、太陽生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、太陽生命お客様サービスセンターへ必ずご連絡ください。

8 解約と解約払戻金

解約払戻金は、一時払保険料を下回ることがあります。

- お払い込みいただく保険料は預貯金と異なり、一部は保険金等のお支払いに、また、他の一部は生命保険の運営に必要な経費などにあてられます。したがって、ご契約後一定期間内に解約された場合、解約払戻金と解約されるまでにお支払いしている生存給付金を合計した金額は、お払込保険料よりも少ない金額となります。

9 預金との相違

この商品は預金ではありません。

- この商品は太陽生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって、預金保険制度の対象外となります。

10 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合、お客さまにとって不利益となることがあります。

- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年数によっては、まったくないこともあります。
- 現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
- 詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。
- 新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。

11 生命保険契約者保護機構

生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額等が削減されることがあります。

- 太陽生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

参照 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

12 生命保険契約に関するお問い合わせ先

生命保険契約に関するご契約の各種お手続き・内容照会、苦情・ご相談につきましては、以下の連絡先までご連絡ください。

太陽生命お客様サービスセンター

TEL: **0120-97-2111** (通話無料)

営業時間 月曜～金曜 9:00～18:00 土曜・日曜 9:00～17:00
(祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します)

ホームページアドレス <http://www.taiyo-seimei.co.jp/>

- この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

13 税制上のお取扱い

お申込みの生命保険の税金についてご確認ください。

お申込みの生命保険の税金について

参照 パンフレット11ページ、12ページをご確認ください。

生命保険料控除について

- 一時払保険料は、保険料をお払い込みいただいた年のみ一般の生命保険料控除の対象となります。

税務のお取扱いについては、2018年1月現在の税制にもとづくもので、税制改正などで将来変更となることがあります。個別のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

14 その他

- 生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合、保険業法の定めにもとづく所定の手続きを経て、お約束した保険金額等が削減されることがあります。
- 支払確認について
太陽生命で委託した業務士等が、保険金等のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

【お客様の個人情報のお取扱い】

太陽生命では、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客様の個人情報について適正なお取扱いに努めています。

1 個人情報の取得・利用目的

- 太陽生命は、お客さまから取得する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
なお、当該個人情報はすでに取得しているものも含まれます。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③太陽生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

※太陽生命は医療・健康等の機微（センシティブ）情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約・保険期間満了後など保険契約が消滅した後も保持し、上記利用目的のために利用させていただくことがあります。なお、太陽生命が取得した申込関係書類については返却いたしません。

2 医療・健康等の機微（センシティブ）情報のお取扱い

- 太陽生命はお客様の機微（センシティブ）情報については、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保することを目的として、業務上必要な範囲で契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人・保険募集人・事務担当者等に開示する場合があります。
なお、機微（センシティブ）情報には、太陽生命が既に取得し管理しているものも含まれます。これらの個人情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

3 個人情報の第三者提供の制限

- 太陽生命は業務上必要な範囲を超えて、個人情報を第三者に提供いたしません。個人情報を第三者に提供する場合は以下の場合に限定されております。

- ①各種保険契約のお引受け、保険金等のお支払い等に際し、診査・診察・面接等を行った医療機関や確認会社などの関係先へ業務上必要な照会を行う場合
提供する個人情報の項目は、氏名、住所、生年月日、健康状態等です。提供する手段または方法は、郵送等による書面問い合わせの方法によります。なお、この場合、当該医療機関や確認会社等の関係先より、太陽生命が個人情報の提供を受けることもあります。
- ②太陽生命は引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、かかる場合（すでに再保険出再契約を締結している場合を含みます）に、再保険会社（再々保険会社を含みます）における当該保険契約の引受け、ご継続・維持管理、保険金等お支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社へ提供する場合
提供する手段または方法は、契約時にご提出いただいた書類の送付もしくは、太陽生命が編集・加工した帳票または電磁的記録媒体の送付・送信によります（個人情報のお取扱いについては、再保険会社との再保険契約の中で、太陽生命と同等の水準の個人情報保護水準を求めています）。
- ③太陽生命の業務上必要な範囲で、グループ会社、外部の情報処理業者、他の保険会社、嘱託医、面接士、募集代理店、契約確認会社等の委託先へ提供する場合
- ④法令にもとづく場合（法令により情報の開示が許容されている場合を含みます）

4 支払査定時照会制度

- 太陽生命は、一般社団法人生命保険協会（以下「協会」）、協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」）の参考とすることを目的として、太陽生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
給付金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、下記について協会を通じて照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日、退院日、対象となる保険事故（照会を受けた日から5年以内）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部

5 お問い合わせ窓口

- 太陽生命の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や支払査定時照会制度の詳細については、太陽生命のホームページ（<http://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご確認いただくか、以下へご照会ください。
また、太陽生命の個人情報のお取扱いに関するお問い合わせは、以下へご照会ください。

太陽生命お客様サービスセンター

TEL: 0120-97-2111（通話無料）

営業時間 月曜～金曜 9:00～18:00

土曜・日曜 9:00～17:00

（祝日・年末年始（12/30～1/4）は休業します）

※上記の内容は、2018年1月現在のものであり、今後、法令の改正などにより変更となる場合があります。